

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
有限会社ス ペース・ア ズ	生駒市中菜畑二 ー九七三ー六	ケアセンタ ーAZ	生駒市中菜畑 二ー九七三ー 六	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 六年十一 月一日
株式会社松 幸	磯城郡田原本町 大字薬王寺五〇 四	ケアサポー トぶどうの 木	橿原市上品寺 町三九二ー二 ハイツトラ ッドー〇一号	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 六年十一 月一日
株式会社楓 奏	大阪府東大阪市 金岡四ー一ー二 七	居宅介護セ ンターパー ム今泉	香芝市今泉八 二六ー二	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十 六年十一 月一日
社会福祉法 人下市ユー トピア	吉野郡下市町大 字阿知賀一三一 ー二	障害者自立 支援センタ ーユートピ アセグラ	吉野郡下市町 大字阿知賀一 三五	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 六年十一 月一日

